



平成27年8月21日
海上保安庁

港則法施行規則の一部を改正する省令について

1. 港則法等の概要

港内は、一定の水域に多数の船舶が頻繁に出入りし、かつ、停泊、荷役等を行う場所であることから、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、港則法（昭和23年法律第174号）において、船舶交通量が多い等の理由から船舶交通の規制等を行う必要のある500港を対象として、港内での停泊の制限、防波堤の入口又は入口付近での航法、工事作業の許可等の規制を課している。

港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）は、法の規制の細目を定めたもので、各港に出入りする際の航路の区域等を規定している。

2. 改正の概要

博多港中央航路（福岡県）について、博多港港湾計画に基づく同航路の浚渫・拡張工事の完了に伴う区域の拡大を行う一方、大型化する通航船舶が航行できない区域があるため、同航路の一部の形状を変更する。

3. 施行について

平成27年9月4日（金）



